

国立大学リハビリテーション療法士協議会 会則

第一条（名称および略称）

本会は、国立大学リハビリテーション療法士協議会（以下、本会とする）という。また、その略称を国大リハ協とする。

第二条（目的）

本会は、国立大学法人に勤務する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の品位、人格、倫理を向上し、学術、技能の研鑽に努め、もって理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の模範となり、併せて理学療法・作業療法・言語聴覚療法等の普及を努めるとともに国民保健の発展に寄与することを目的とする。

第三条（事業）

本会は前条の目的達成のため次の事業を行なう。

- 1 学術大会、研修会等の開催に関する事項
- 2 日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会、日本リハビリテーション医学会、日本整形外科学会、その他関連学会への協賛、参加に関する事項
- 3 世界各国の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士団体等との学術的友好的交流を図る事項
- 4 国立大学理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の社会的地位の向上と情報交換、相互福祉に関する事項
- 5 永年勤続者、功労者の表彰に関する事項
- 6 その他本会の目的達成に必要な事項

第四条（会員）

本会の会員は、次の三種とする。

- 一 正会員 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の免許を有する者で文部科学省に管轄する国立大学法人に勤務し、かつ本会会則第二条に掲げる目的に賛同する者
- 二 準会員 過去に本会へ在籍していた者で、会員の推薦を受け、理事会の承認を得た者
- 三 名誉会員 本会に多年にわたり在籍し退職した者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得た者

第五条（事務局）

本会の事務局を「〒1138655 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学医学部附属病院リハビリテーション部内」に置く。

第六条（役員）

本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 事務局長 1名
- 四 理事若干名
- 五 監事 3名

第七条（役員を選出）

- 1 会長、理事および監事は、正会員の中から選出し総会で承認をうる。
- 2 副会長は、理事の中から会長が委嘱し総会で承認をうる。
- 3 事務局長は、正会員の中から会長が委嘱し総会の承認をうる。
- 4 役員を選出に関する細則は別に定める。

第八条（役員の任期）

役員任期は2年とし再選を妨げない。

第九条（役員職務）

- 1 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し会務を執行する。
- 4 監事は本会の会計および資産を監査する。

第十条（名誉会長・顧問相談役）

本会に名誉会長・顧問相談役を置くことができる。

第十一条（会議）

- 1 本会の会議は、定期総会及び臨時総会、理事会、役員会等とし、随時会長が招集する。
- 2 総会を本会最高の議決機関とする。
- 3 会議は会議の構成員の過半数の出席をもって成立する。但し委任状による出席は出席したものとみなす。

第十二条（会費）

本会の会費は細則に定める会費を納入しなければならない。

第十三条（雑則）

本会の事業施行について必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

第十四条（会則の変更）

本会会則の改正は総会出席正会員の過半数以上の同意を必要とする。

附則

本会則は昭和五十一年九月二十五日より施行する。

本会則は昭和五十五年十月十二日一部改正により施行する。

本会則は昭和六十二年十月九日一部改正により施行する。

本会則は平成三年十月四日一部改正により施行する。

本会則は平成十年十月十六日一部改正により施行する。

本会則は平成二十二年九月二十九日一部改正により施行する。

本会則は平成二十六年十月二十四日一部改正により施行する。